

雄物川を味わう

出張所ニュース

●ご意見・お問い合わせ先●



国土交通省 東北地方整備局
秋田河川国道事務所
茨島出張所



〒010-0065 秋田市茨島5丁目6-28
電話 018-862-4362

<http://www.thr.mlit.go.jp/akita/barajima/hyousi.html>

茨島出張所では、雄物川下流（河口～秋田市境）・旧雄物川（雄物川分岐点から0.3km）の管理をしています

水門等水位観測員講習会

2月1日(水)、秋田河川国道事務所において平成28年度水門等水位観測員講習会を開催しました。

水門等水位観測員とは、河川の増水時、川の水が支川を通じて住宅側に逆流しないよう水門・樋門のゲート操作を行うとともに、その操作が確実にできるよう日ごろから点検等を行うため、国土交通省で委嘱している方々です。

講習会では、水門等水位観測員としての規律や点検時の留意点、地震発生時の対応についての説明がありました。



講習会の様子

講習会だけではなく、毎年春には秋田河川国道事務所の職員と水門等水位観測員による樋門・樋管の合同点検を行っています。正しく作動する確認や、異常箇所はないか、など点検を行うことで、出水時に備えています。



いざという時に対応できるように日頃から備えています。

H28年度樋門・樋管合同点検の様子

油流出事故に注意しましょう

冬はもっとも油事故の発生が多くなります。ほとんどは不注意が原因となっております。



万が一、油が川や水路に流れてしまった場合、オイルフェンスや、オイル吸着マットを設置しなくてはなりません。**それらは全て原因者負担です。**



落雪によるタンクの転倒、配管の破損に注意

小分け中にその場から離れてしまう。



事故を起こした場合、または発見した場合は、すみやかに国や県の機関、市町村役場、消防署、警察署等へご連絡ください。

⚠️ 不法投棄は絶対にダメ！

不法投棄は犯罪です

春が近づいてくると、新生活に向けて準備が始まる方も多くおられると思います。引っ越しの際に古くなった物を処分して、新しい物を購入するなど検討している方も多くいるかと思いますが、ここで問題なのが、その処分の仕方です。実はこの冬から春の時期は、処分に困った物を不法投棄するケースが増えてくる時期なのです。

河川敷にゴミを捨てることは、「河川法 第29条第1項」で禁止されています。また、「河川法施行令第16条の4第1項」の規定に違反して、河川区域内の土地に、ごみ・ふん尿・鳥獣の死体その他の汚物又は廃物を捨て、又は放置した者は、3ヶ月以下の懲役又は、20万円以下の罰金に処するとされています。

※ゴミは正しく分別して、正しい場所に捨てましょう。